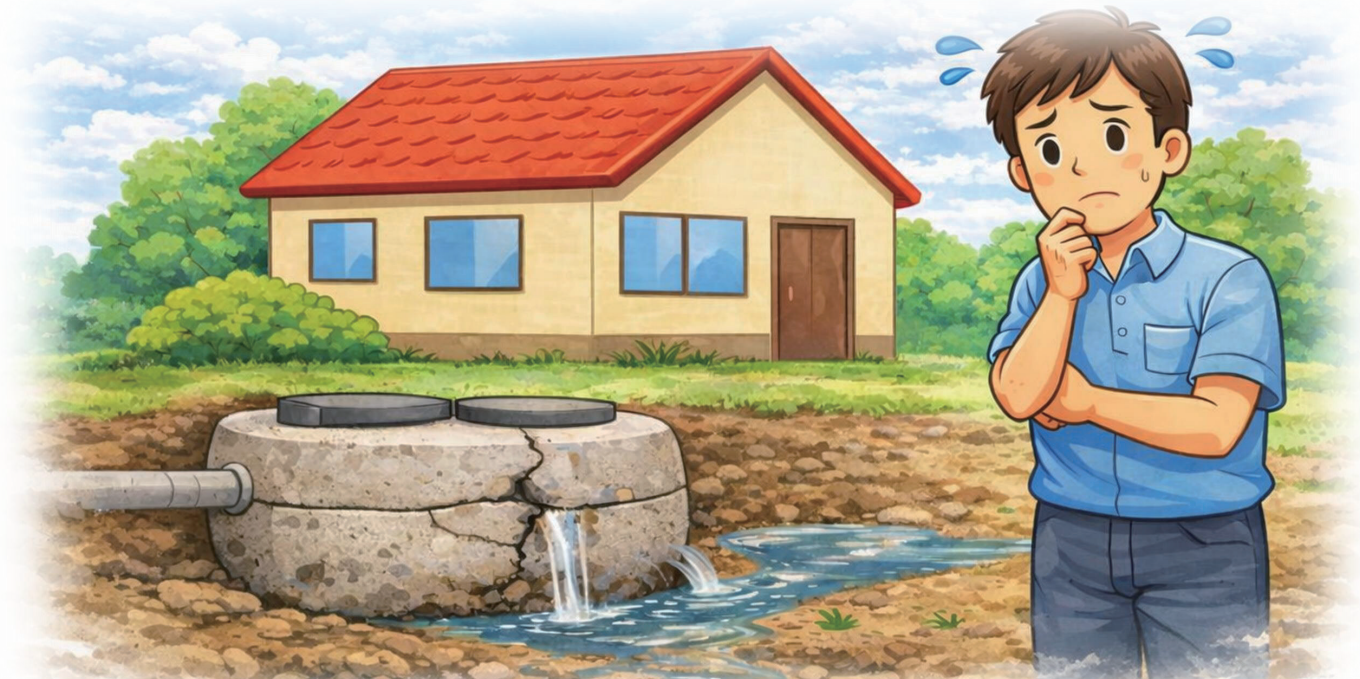




浄化槽をお使いの皆様へ

福岡県からの大切なお知らせです

# あなたの浄化槽、大丈夫ですか？ 「特定既存単独処理浄化槽」に該当していませんか？



## 特定既存単独処理浄化槽とは？

単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)から、漏水している(汚水が漏れている)など、**そのまま放置すると生活環境の保全や公衆衛生に重大な支障を生じるおそれがある状態にある単独処理浄化槽**を「特定既存単独処理浄化槽」といいます



浄化槽が破損し、汚水が漏水している状態

河川や海、周辺的生活環境を守るために

# 合併処理浄化槽へ転換しましょう！

## あなたの浄化槽は大丈夫？浄化槽を自己チェックしましょう

- 浄化槽保守点検業者・清掃業者から、浄化槽の破損や漏水を指摘された
- 浄化槽法定検査で、破損や漏水が原因で「不適正」と判定された



一つでも該当する場合は、ご契約している浄化槽保守点検業者・清掃業者にご相談ください

詳しくは裏面をご確認ください

## 特定既存単独処理浄化槽に該当したらどうなるの？

- ✓ 特定既存単独処理浄化槽をそのまま放置すれば、生活環境や公衆衛生に、重大な支障を及ぼすおそれがあります
- ✓ 県の保健福祉環境事務所が現地調査などで浄化槽の状態を確認し、特定既存単独処理浄化槽に該当するかを判定します
- ✓ 該当すると判定された場合は、県から浄化槽の除却(撤去)や補修などが求められます

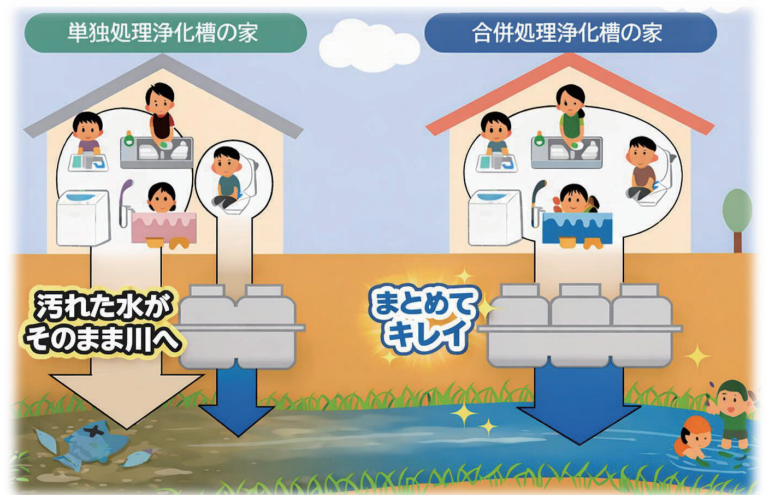


改善されなければ、浄化槽法に基づく勧告や命令を受けることがあります

※命令に違反すると30万円以下の罰金が科せられます

## 合併処理浄化槽へ転換しましょう

- ✓ 補修ができない特定既存単独処理浄化槽は使用することができません
- 合併処理浄化槽への転換などが必要です



### 合併処理浄化槽に転換すると…

- ✓ し尿と雑排水をまとめて処理できます
- ✓ 悪臭や環境負荷が減少します
- ✓ 衛生面が改善し、住環境が向上します

## 合併処理浄化槽への転換には補助金が使えます

多くの市町村では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際に補助金制度を利用できる場合があります。補助対象や金額はお住いの市町村の浄化槽担当窓口へお問い合わせください

そのほか、特定既存単独処理浄化槽に係る制度、パンフレット等に関するお問い合わせ窓口は、以下のとおりです

| 名称                     | TEL            | お住いの地域                            |
|------------------------|----------------|-----------------------------------|
| ■ 筑紫保健福祉環境事務所地域環境課     | ☎ 092-513-5611 | 筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・糸島市・那珂川市       |
| ■ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所地域環境課  | ☎ 0940-36-2475 | 中間市・宗像市・古賀市・福津市・糟屋郡・遠賀郡           |
| ■ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所地域環境課  | ☎ 0948-21-4975 | 直方市・飯塚市・田川市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡・田川郡   |
| ■ 北筑後保健福祉環境事務所環境課地域環境係 | ☎ 0942-30-1052 | 小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・三井郡              |
| ■ 南筑後保健福祉環境事務所地域環境課    | ☎ 0943-22-6963 | 柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・三潞郡・八女郡・大牟田市 |
| ■ 京築保健福祉環境事務所環境課地域環境係  | ☎ 0930-23-9050 | 行橋市・豊前市・京都郡・築上郡                   |



福岡県環境部廃棄物対策課  
☎092-643-3398

詳細は県ホームページ  
をご確認ください

